【別　紙】

自動販売機の規格および遵守事項等

1　自動販売機の規格、条件

(1) 大きさおよびデザイン

大きさは W1100 × D800 × H2000 程度とする。

(2) 環境対策

省エネのため、消費電力量の低減に資する技術等（「ＬＥＤ照明」、「ピークカット」、「照明の自動点滅・減光」ならびに「真空断熱材」など）を導入した機種とする。

2　遵守事項

(1) 安全対策

ア　転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」（ＪＩＳ規格)および「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。

イ　食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ　防犯のため、硬貨選別装置および紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成)を遵守し、盗難防止に努めること。

(2) 使用済み容器の回収

ア　自動販売機に併設して、自動販売機１台に１個以上の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。また、必要に応じ回収ボックスを増設すること。

イ　回収ボックスの規格

(ｱ) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

(ｲ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。

(ｳ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

ウ　使用済み容器の処理については、容器包装リサイクル法(平成７年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 自動販売機の設置および管理運営

ア　自動販売機の設置、維持管理および撤去に関する費用は、設置事業者の負担とする。

イ　設置事業者は、商品の補充および変更、消費期限の確認、売上金の回収およびつり銭の補充ならびに自動販売機内部、外部および設置場所周辺の清掃などを行う。

ウ　設置事業者は、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

エ　設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記し、故障時には即時対応すること。

オ　自動販売機および商品の盗難・破損について、秋田市はその責めを負わない。

カ　設置事業者は、自動販売機および商品が汚損又はき損したときは、速やかに復旧すること。

キ　秋田市が必要としたときは、自動販売機の売上状況、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

３　販売商品の種類等

(1) 種類　酒類又はその類似品を除く飲料とする。

(2) 価格　メーカー希望小売価格(定価）以下とする。